
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 30 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 30 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 1 月 20 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめている。当該意見を踏まえて、本日の委員会の資料（審議事項(1)-2 から審議事項(1)-5 まで）としている。

収益認識専門委員会で抽出された課題の内容の確認（審議事項(1)-2）

2. 検討資料は、収益認識専門委員会における日本基準開発の議論が理解されていることを前提とした内容となっているが、当該議論をフォローしていない場合でも理解できる内容とすべきである。
3. 国際的な整合性の観点で日本基準を開発する際の課題から「削除又は修正」を追加検討すべき論点の絞り込みを行うことには違和感がある。エンドースメント手続の観点では、IFRS 第 15 号の内容に沿った検討結果を示すべきである。
4. 日本基準の開発のレベルで IFRS 第 15 号から修正を行っていないとすると、よりハイレベルなエンドースメント手続の観点では削除又は修正を行わない関係になる。もし日本基準の開発の方向性が見えているのであれば、作業部会に共有してもらいたい。
5. 「削除又は修正」の追加検討の要否に関する資料の結論に異論はないが、エンドースメント手続の目的には、我が国のポジションを確認し意見発信につなげていくことも含まれており、「削除又は修正」を行わない項目についても、意見発信の要否の検討を行う必要がある。原価回収基準については、収益認識専門委員会の議論の中で理論的な問題があるとの指摘があるため、検討の候補となり得る。
6. 修正国際基準については、一旦、エンドースメント手続を行った IAS 第 11 号及び IAS 第 18 号の土台があることを踏まえるべきである。

IASB が IFRS 第 15 号開発中に意見発信してきた内容(ASBJ、日本の市場関係者)のフォローアップ（審議事項(1)-3）

7. 意見発信の内容をまとめる目的は、単なる課題の抽出ではなく、IFRS 第 15 号の各項目がどのような経緯により最終化されたかを整理することで我が国として受け

入れ可能かどうかの判断の一助にすることを想定しており、基準開発時の経過が分かるようなものにすべきである。

IFRS 第 15 号における支配の移転に関する考え方の検討（審議事項(1)-4）

8. IFRS 第 15 号の開発過程において、顧客の支配の獲得の考え方に基づくことに同意しつつ、工事進行基準が IFRS 第 15 号でも引き続き適用されることを意見発信してきており、「削除又は修正」しないとの結論に同意する。
9. 実現主義と工事進行基準とは、異なる利益概念に基づいているにも関わらず、IFRS 第 15 号は両者を「支配」の概念で括っている。一定の期間にわたって充足される履行義務について「削除又は修正」しないのであれば、少なくとも、これを工事進行基準と混同するような説明や用語の使用は避けるべきである。

固定資産等の売却の会計処理に与える影響の評価（審議事項(1)-5）

10. 継続的関与の例示の中には、既に IFRS 第 15 号上で取扱いが明確なものが含まれており、当該例示については、リスクと経済価値の移転が支配の移転の指標とされたことにより取扱いが明確でないと考えられるものには当たらず、IAS 第 18 号から IFRS 第 15 号へと変更された場合の影響を別記すべきではないか。
11. リスク経済価値の考え方でも、支配の考え方でも多くの場合、結果が重なるものの、一部、いずれの考え方をとるかで結果が異なるものがある。これらについて、IFRS 第 15 号では、従来の取扱いを維持するように支配の適用に操作性を持たせている結果、エンドースメント手続としては問題ないとしても、支配の概念が不明確になる問題が生じていると考えられる。

以 上